

総合文化会館大ホール舞台吊物改修工事・総合文化会館大ホール空調設備改修工事 質疑に対する回答書

質疑番号	項目	質 疑	回 答
1	工期	受注者の責任によらない理由(社会情勢などを理由に、メーカーの納期が延びる等)で商品の納期が遅れる場合、工期延長の協議は可能でしょうか？工期厳守の案件になりますでしょうか？	工期の変更については、受注者の責任によらない理由で遅れる場合であれば、発注者と受注者が協議して定めることとなります。
2		以下余白	
3			
4			
5			